

議長／皆さん、おはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長より提出されました諮問第1号、及び議員から提出されました議提第1号及び意見書第1号の3件を追加上程いたします。

まず、3月10日の江原議員の一般質問の発言に関して申し上げます。

報道記事、政治資金規正法第22条第2項を引用しながら発言をされた内容で、「小松市長の個人の後援会に200万円の寄付が掲載をされておりますが」と述べ、市長の見解を求められたやりとりでございます。

その後の、山口昌宏議員の議事進行を受けまして、誤解を招かないよう申し入れ、あわせて、議事整理権において適正でない文言があったら、会議録の訂正、削除をということを申し上げておりました。

発言について確認をいたしましたところ、市長の答弁を受け、江原議員の発言は「ちゃんと答えられましたので承っておきたい」と述べられ、答弁に納得はされているようですが、やはり、誤解を招く質問の方法であると考えられます。

この件に関しては、自治法、全国市議会議長会の見解等に照らし合わせてみましたが、「議事に関係のない個人の問題」、「根拠のない風評」、「不適當」である発言といったものであり、一般質問にはなじまない、好ましくないということでございます。

記事をうのみにし、当該ケースに対して引用する条文としては適格性に乏しく、また、きちんとした通告がされておれば、こういうことはなかったはずですし、こういう内容であれば議長としても受け付けかねる内容ですが、その通告も怠っておられます。

さらに、これらを組み合わせて、要答弁者のみならず、見聞きする者をも困惑させるものであると考えます。

議会人たるもの、例規、申し合わせ等、率先してルールを順守すべきであります。

このことから、江原議員へは、今後このようなことがないように厳重に注意をいたします。

発言の訂正の件につきましては、大筋で、法文、報道記事の引用から市長の見解を求めるものなので、さらに内容を精査し、必要に応じて対応いたします。

以上、議事進行に関する議長の見解であります。

それでは、総務文教、産業経済、福祉、建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1 第3号議案 武雄市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例から、日程第8 第15号議案 行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託に係る協議についてまでを一括議題といたします。

以上の8議案は、総務文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、第3号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第3号議案 武雄市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例についての審査内容と結果について報告いたします。

この条例は、新規の条例で、消費生活センターを組織する市町村は、組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について条例で定めるものとする消費者安全法第10条の2第1項の規定に従い、基本的な事項について定めるものということでもあります。

現行の運営に何ら影響を及ぼすこともなく、施行日は4月1日からということでもあります。慎重審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第4号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第4号議案 武雄市情報公開条例等の一部を改正する条例について審査の結果を報告いたします。

この条例は行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備であり、この改正で行政処分に対する不服申し立てについては、異議申し立ての手続きが廃止され、審査請求の1本になったと説明を受けております。

審理の公正性を高めるために審理員制度とその判断の妥当性をチェックする行政不服審査会等の第三者機関の設置が義務付けられたのと、審査請求の期間が60日から3カ月に延長されたということで、以上の改正に伴い関連する条例10本について調整をされております。審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第5号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第5号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について審査の結果を報告いたします。

これにつきましては、平成27年人事院勧告に伴う期末手当支給率の改定で、議員と特別職の期末手当を現行の年3.1月分を3.15月分に変更し、0.05月分を上乗せするものです。

28年度以降については、6月に1.5月、12月に1.65月にすることで、年3.15月を確保する条文になっております。

審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第6号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第6号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果を報告いたします。

これも平成27年の人事院勧告に伴う給与の改定で、いずれも佐賀県職員の給与表に合わせたもので、若年層に手厚く引き上げを行っております。

平均的に0.3%の引き上げです。

一般職のボーナスでは、0.1月分の引き上げで、再任用職員及び特定任期付職員のボーナスは年0.5月分の引き上げです。

給与については、平成27年4月1日に遡っての適用で、ボーナスは平成27年12月に遡って調整するものと説明を受けております。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
続いて、第7号議案に対する報告を求めます。
上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第7号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御報告いたします。
職務の級に関しては、現在規則で定めてありますが、地方公務員法の改正によりこれを条例で定めるように変更されており、等級別基準職務表として、標準的な職務の級を定められております。
合わせて人事評定の公表項目についても、地方公務員法の改正により追加と削除がなされてあります。
審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
続いて、第11号議案に対する報告を求めます。
上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第11号議案 武雄市総合計画審議会条例を廃止する条例について、御報告いたします。
平成23年5月、地方自治法の一部改正により総合計画基本構想についての法的な策定義務がなくなっており、この改正により設置の必要がなくなったために廃止するものと説明を受けております。
審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
続いて、第 12 号議案に対する報告を求めます。
上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 12 号議案 武雄市過疎地域自立促進計画について、審査の結果を報告いたします。
現在のこの計画については、平成 27 年度までとなっておりますが、平成 24 年 6 月に国のほうで過疎地域自立促進特別措置法について、平成 32 年まで延長されており、平成 28 年から 32 年までの 5 年間について引き続き策定するものということでもあります。
内容については、大きな計画等の変更はなく、時点修正及び昨年 10 月に策定されました総合戦略との整合性を図るための文言修正を行っているという説明を受けております。
審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
続いて、第 15 号議案に対する報告を求めます。
上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 15 号議案 行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関に関する事務の委託に係る協議について、審査の結果を報告いたします。
これは、行政不服審査法の第 81 条第 1 項の期間に関する事務を規約のとおり佐賀県に委託するもので、この根拠は、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により事務の一部を他の地方公共団体に委託することができるという規定に基づくものというものであります。
審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第3号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第3号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、第4号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第4号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第5号議案に対する討論を求めます。

23番 江原議員

江原議員／第5号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論を申し上げます。

人事院勧告により、国家公務員の給与、改正に準じての条例改正の提案であります。

議員及び特別職に対しての期末手当の支給の増。

昨年12月の基準の見直しと、平成28年度の年0.05%の引きあげであります。

一般職の職員のこの件についての給与見直しについては異議ありませんけれども、議員と特別職についてのこの条例改正は見直しする必要はないと思う次第であります。

***にとって総額で一般議員で、55万2860円、議員で(?)55万2860円、特別職で13万6850円と、合わせて68万9710円との説明でありましたが、これは私は見送るべきものとして、反対の討論の理由といたす次第であります。

以上です。

議長／4番 山口等議員

山口等議員／皆さん、おはようございます。

第5号議案 武雄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の条例改正は平成27年の人事院勧告にそったものであります。

議員及び特別職の期末手当の支給率は従来からの国の指定職について準じて設定されているものでございます。

それでまた一定のルールとして認知をされております。

我々議員や、市長等の特別職は、地方公務員法の適応こそを受けませんが、給与は国及びほかの地方公共団体、また民間企業等の事情を考慮して定めて(?)おられます。

反対された先ほどの江原議員は上げる必要がないということで、総額で金額を述べられました。

***等は述べられておりません。

それだけの理由では反対される理由にならないと思います。

その後の対応等もはっきり言うべきではないでしょうか。

これだけではただパフォーマンスに過ぎないのではないかと思います。
むしろ改正案が可決成立した後は、我々議員はさらに襟を正し、一層議会活動に取り組むことが大事でなかろうかと私は思います。
以上の理由をもって賛成討論といたします。
議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

>賛成

起立多数であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第6号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第7号議案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第11号議案に対する討論を求めます。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第12号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 12 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 15 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 15 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 15 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 第 8 号議案 武雄市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例から、
日程第 15 請願第 1 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める請願までを一括議題と
いたします。

以上の 7 議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過
並びにその結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 8 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 8 号議案 武雄市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改
正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴うもので条ずれによる改正との説明を受けまし
た。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第9号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／第9号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

武雄北方インター工業団地の完売に伴い、武雄市新工業団地整備事業特別会計を廃止するために、武雄市特別会計条例、第1条第7号、武雄市新工業団地整備事業特別会計新工業団地事業を削除するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第21号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／第21号議案 平成27年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第5回)について審査の経過と結果を申し上げます。

1款1項1目競輪事務費の15節工事請負費については、新スタンド工事に関して追加工事が発生したもので、主なものとしたしまして、競輪施設の本体基礎工事の最中に暗渠排水用のヒューム管が見つかり、これが支障をきたすため付替え工事が必要になったものと説明を受けました。

また、入場口までの通路に雨よけ用の屋根の設置と特観席入場口までの通路の屋根改修について、リニューアルオープンする前に工事を終え、オープン後のお客様に支障が生じないようにしたため5000万4000円の工事費を追加計上し、あわせて継続費の補正も計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
続いて、第 22 号議案に対する報告を求めます。
末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／第 22 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第 2 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

1 款 2 項 1 目 15 節工事請負費の 374 万 7000 円の減額は、新工業団地内市道舗装工事費の入札減によるものです。

また、2 款 1 項 1 目 23 節償還金利子及び割引料の 66 万 6000 円の減額は、新工業団地整備事業債償還金利子の、繰上げ償還に伴う利子軽減によるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
続いて、第 29 号議案に対する報告を求めます。
末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／第 29 号議案 平成 28 年度武雄市競輪事業特別会計予算についての審査の経過と結果を申し上げます。

第 2 表、債務負担行為として、映像機器等デジタル化一式借上料として 2 億 5094 万 6000 円を平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間のリースとして計上しているとのことでございます。

歳入項目の 1 款 1 項 2 目の車券発売金は、開設記念で 60 億円、F・I 開催を含む通常開催で 29 億円、ミッドナイト競輪は、本場開催を含む 18 億円を見込んでの予算計上のことです。
歳出項目の 1 款 1 項 1 目競輪事務費の 13 節委託料では、公園整備設計委託料を 783 万円計

上し、競輪場内の公園整備が計画されております。

15 節工事請負費では、今年 9 月までに完成予定の競輪場施設建設工事として 10 億円、記念競輪開催時の臨時発売所のケーブル工事 1600 万円など、総額で 10 億 1961 万 6000 円を計上されております。

リニューアルオープンに向けて、一般入場料の 50 円を無料化し、入場者数の増大を図り、より多くの人に来てもらう計画がなされております。

リニューアルオープン記念が 11 月 12 日(土)から 15 日(火)までの 4 日間開催されますので、市民の皆様を初め、議員各位にも御来場賜りますようよろしくお願いいたします。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

16 番宮本議員

宮本議員／競輪のですよ、入場料を無料化するというので、あがっているのはおかしいなと思ったんですけども、これはあれですね。

今度の改築するまでの国***。

上がっているというのは、何が上がっている。

市民入場料と書いてないんですかね。

今年度は 185 万円。

末藤産業経済常任委員長／入場料の資料がないのでわかりませんが、その説明はありませんでした。

協議もしておりませんが。

以上です。

議長／ほかに質疑はございませんか。

質疑をとどめます。

続いて、第 30 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／第 30 号議案 平成 28 年度武雄市給湯事業特別会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

歳入項目での給湯使用料では、市内 15 の施設で 1365 万円を計上しており、ほぼ前年並みの使用料収入を見込んであるとのことでございます。

歳出項目では、水質検査やタンク及び配管清掃手数料、給湯施設管理委託料等の計上がなされ、一般会計への繰出金として 150 万円を予定しているとのことでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、請願第 1 号に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／請願第 1 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める請願について、審査の経過と結果を申し上げます。

この請願趣旨は、表題のとおり TPP 協定を国会で批准しないことを求めるものでございます。

まず、請願に賛成の意見としては、この請願内容が農業者にとってプラスの面とマイナスの面がある一方で、マイナス面の影響を考慮しなければいけないというものでありました。また、反対の意見としては、TPP 協定は農業関係者のみならず、工業や医療製品にも関わるため、中小零細企業等にも影響があるのは否定しないが、今回の請願については、農業関係者の母体である JA との連名ではなく、JA 総意が不明確なまま、一部の団体からのみの意見を採択するのは、時期尚早ではないかとの意見がありました。

また、国家間の協定であり、今後どういう品目にどのくらいの影響が出てくるのかという国の情報開示もなされていない状況で、意見書を提出するのはいかなるものかという意見もありました。

委員会としては、慎重審査の結果、賛成少数で不採択と決定をいたしました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第8号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 21 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 22 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 22 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 29 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 29 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 29 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 30 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 30 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 30 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願第 1 号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

7 番 池田議員

池田議員／皆さん、おはようございます。

請願第 1 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

TPP 協定は昨年 10 月に大筋合意を受け、2 月 4 日に調印を終えました。

しかしこの間、そして現在にいたるまで、政府よりきめ細かい説明や情報の公開がなされておられません。

本協定の発行が国内の経済にさまざまな影響を与えることから、国民各層の理解と協力を得るためさまざまな機会を通じ、対話を重ねた上で合意の実現が必要ではなかったのでしょうか。

2013 年 4 月国会では農産物重要 5 項目などのセイイキの確保について決議がなされました。

しかし、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物の農産物重要5項目において、586品目のうち、174品目で関税が撤廃されます。

また日本が最重視している自動車分野においては早々に米国との2国間協議に応じ、乗用車で発行後、15年目からの関税撤廃となるなど守るべきもの、攻めるべきものにおいて、日本が確保すべき利益が確保されたとは評価できません。

また今後さらにデータが必要な部分もあり、さまざまな懸念や課題もあると指摘されております。

国が示した発行に伴う経済効果の影響資産はまだまだ極めて不正確です。

よって早期に全面的な情報公開を行うとともに、国内農林水産業、関連産業及び、地域経済など幅広い観点からのこの影響を精査し、徹底した国民的議論を行う必要があります。

佐賀県においても広大な***を有する農業県ですが、農地集積率は約7割が進んでおり全国でトップクラスではありますが、担い手育成などは進んでいない状況で、将来への不安や懸念が広がっています。

現時点では、私は協議内容について理解するにはいたっておりません。

農林業関係者、産業関係者はどうでしょうか。

この請願書にあるように拙速な批准を行わないことを求めるもので、撤回や脱退、否定するものではありません。

国民的議論を深め、より理解を得るためにも、国はもとより、佐賀の農業、武雄の農業を守るためにも、党派、会派を超えて議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／3番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について反対の立場で討論をさせていただきます。

まずTPPの概要については、多国間の国際的な、包括的な***ということではなかなか情報が、ほしだけの情報が出てこない、これはある程度仕方がないと考えております。

その上で、国対国のぎりぎりの交渉が続けられている中で、いろんな分野、農業、産業、畜産業、商工業、いろんな立場でプラスマイナスが出てくる、これは致し方ないことだろうと思います。

そういった中で、国会で批准しないことを求めるという制限を統一見解として出すことは非常に珍しいと考えております。

実際、日本商工会議所や経済連等、主要な経済連盟がTPPを推進してほしいという立場で活動を行っている現状もございます。

そういった総合的で高度な判断が求められるTPP交渉において、農林水産業、地産物等の意見だけを取り上げて批准しないことを求めるという請願については賛成しかねざるをえ

ないと考えます。

今後、地域全体としてマイナスが出る産業については、批准された場合ですね。

マイナスが出る産業については、国としてまた別途支援策を検討すると、総合的な判断が今後されていくはずでありますので、今回このタイミングで批准しないことを求めるという請願は採択すべきでないと考えます。

以上をもって、反対の理由とさせていただきます。

御賛同よろしく申し上げます。

議長／討論をとどめます。

これより請願第1号を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告についての採決ではなく、請願原案について採決を行います。

請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

>賛成者起立

起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

日程第16 第10号議案 武雄市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例から、日程第20 第26号議案 平成28年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の5議案は、福祉常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉常任委員長の報告を求めます。

まず、第10号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第10号議案 武雄市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

まずもって、改正の内容を申し上げます。

市内在住1年以上とする要件を加え、80歳から5歳きざみであった対象年齢区分を見直し、金額は現行のまま80歳、90歳、100歳の3区分に改めるというものです。

厳しい財政運営を強いられる中、祝金総額のピークと想定される平成38年度まで、本制度を維持することと、財源を有効に活用して高齢者に対する福祉事業を充実させることを目

的に提案されております。

祝金を楽しみにされている方が多いということは重々承知しておりますので、見直しによって捻出される財源がどう活用されるかなど、本委員会として議論を深めたところです。高齢者福祉事業について、より具体的、かつ明確に示していただくことを含め、さらなる拡充を求める意見などが出ておりました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
次に、第 17 号議案に対する報告を求めます。
山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 17 号議案 平成 27 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 回)に対しまして、審査の経過と結果を申し上げます。
全体としては、支出見込みに対する不足額、決算見込みなどによる組み替えで、歳入歳出予算額は当初予算と同額ですが、地方債として国民健康保険事業債が計上されています。国保会計の累積赤字を解消することを目的とするもので、広域化に向けた赤字解消の計画についても、あわせて説明を受けました。
今後の運営や広域化のあり方を懸念し、委員からは基金活用の調整を含め、意見を交わしたところです。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
続いて、第 18 号議案に対する報告を求めます。
山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 18 号議案 平成 27 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

平成 26 年度決算による収支により、歳入においては繰越金、歳出においては一般会計への繰出金、それぞれの 207 万 8000 円が計上されております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 25 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 25 号議案 平成 28 年度武雄市国民健康保険特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

退職被保険者数の減少、高額療養費の増加を初め、前年比の増減要因の説明を受けました。

国保についてはいろいろな問題を抱えておりますが、中でも高額療養費の増加についての質疑では、人口透析の増加、肝炎に対する新薬の大きな要因であるとのことで、健診の勧めについて、議員の皆さんからも啓発をということでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 26 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 26 号議案 平成 28 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算

について、審査の経過と結果を申し上げます。

主に、平成 25 年から 26 年の被保険者所得の伸び率による保険料の増加が要因で、歳入歳出前年比 1254 万 6000 円、約 2 % の増額となっているとのことです。

今後の見通しとして、この制度が維持できるかという意見が出ましたが、予防に力を入れるなど、医療費を抑制することに努めたいということでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 10 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／第 10 号議案 武雄市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の反対の討論を申し上げます。

これまでの敬老祝金は、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳以上となっていました。

これを 80 歳、90 歳、100 歳という 3 つの区分に改正するわけではありますが、これまでの敬老祝金の条例の趣旨には、本市に居住する高齢者に対しその長寿を祝福し、敬老の意を表すため設けられています。

合併以前からの制度であり、私は、引き続き続けるべきものであると思います。

その改正案では、約 1500 万円から 750 万円へ半減であり、これは見直しではなく、他の無駄の部分を行政部分を見直しするべきではないでしょうか。

敬老祝金は引き続き、ケンジするべきことを訴え、反対の討論の理由といたします。

議長／静かに。

12 番 古川議員

古川議員／第 10 号議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

昨年ですね、26 年度決算を 11 月に皆さんにお願いを申し上げました。

決算総額といたしまして、一般会計が約 240 億、特別会計が 210 億でございました。

合計で 450 億の決算額でございました。

以前ですね、福祉というのは、ゆりかごから墓場までというのが通説でございました。

今現在は、生まれる前、不妊治療から入ってくるわけでございます。

そのようなことで、とにかく、福祉の決算額が、予算額に対して、約 50%近くなるという状況でございます。

つきまして、この決算の内容をとにかくすべてを見直すと、見直さなければならない時期にまいつていると、私は考えます。

この 10 号議案もその一部ということでございます。

どうか、皆様方の御理解をいただきまして、賛同いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議長／討論をとどめます。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

>賛成者起立

起立多数であります。

よって、第 10 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 17 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 17 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 17 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
次に第 18 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 18 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 18 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 25 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 25 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 25 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
次に第 26 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 26 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 26 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 21 第 13 号議案 市道路線の廃止についてから、日程第 29 第 32 号議案 平成 28 年度武雄市工業用水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の 9 議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 13 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第 13 号議案 市道路線の廃止について御報告いたします。

市道大野住宅 3 号線と大野住宅 4 号線は、市営大野住宅内の道路です。

平成 28 年度より大野住宅の建替え事業を計画するにあたり、土地利用計画上支障となるため、今回廃止をするものです。

つきましては、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 14 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／第 14 号議案 市道路線の認定について御報告いたします。

高野東西線と高野南北線は、国道 34 号線と市道北方中央線とに挟まれた区域を東西と南北に通る路線で現況は農道です。

しかし北方中央線北側の農地 5 ヘクタールは、農振農用地区域から除外されており、今後開発等が進む区域であることから、開発事業者への指導や将来を見据えた道路整備等を進めたいため、この 2 路線を市道に認定したいものです。

つきましては、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 19 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／本委員会に付託されました、第 19 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第 3 回)について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、歳出の事業費において、農業集落排水事業に対する国費の減額、公共下水道事業については工事請負費のうち、単独工事費が当初見込みより少なく済んだことによる減額と、補償補填及び賠償金では水道管移設補償がなかったため補償費の減額補正で、また、戸別浄化槽事業については、工事請負費の精算見込みによる減額補正であります。

歳入の市債については、この事業費の減に伴う減額補正であります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 20 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／第 20 号議案 平成 27 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 回)について御報告いたします。

今回の補正は、相続関係で年度内の移転完了が困難のため、契約後の残金 3 割相当額及び移転完了後に着手予定の工事請負費を新年度に繰り越すものとのことです。

歳入については、社会資本整備総合交付金の配分減により、国庫補助金、県補助金及び市債もそれぞれの減額補正、歳出については、交付金の配分減になったことから事業量調整を行い、それぞれ減額補正するものであります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 23 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／第 23 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計補正予算(第 2 回)について御報告いたします。

今回の補正は、収益的支出については、給与改定に伴う人件費の増で 125 万 3000 円の増額となっております。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 27 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／第 27 号議案 平成 28 年度武雄市下水道事業特別会計予算について御報告いたします。

主なものとして、農業集落排水事業については、供用開始している 8 地区の維持管理費や既存施設の長寿命化を図るため、国の補助事業を活用した対策工事を行う経費とのことです。

公共下水道では、認可区域すべての整備が平成 27 年度末までに終わる予定です。

平成 28 年度からは、八並、新町、小楠から随時着工して、平成 32 年度までに予定に整備するとのことです。

戸別浄化槽事業については、公共下水道、農業集落排水事業の区域を除く、市内全区域を対象に、50 人槽までの浄化槽本体を市が設置するもので、その維持管理に要する費用と平成 28 年度の設置基数は 180 基予定しており、その設置費用を計上しているとのことです。本件につきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 28 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／第 28 号議案 平成 28 年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算について報告いたします。

今回の補正は、歳出においては、駅東付近の甘久武雄線、永松川良線、街区造成などの工事に要する費用と補償補填及び賠償金として、区画整理地権者の建物移転等補償費を計上しているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 31 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／第 31 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計予算について御報告をいたします。

業務の予定量としては、給水戸数は 1 万 9267 戸、1 日平均給水量は 1 万 5205 立米で、平成 27 年度の実績の推移で計上しているとのことです。

収益的支出において、昨年と比較して減額となっているのは、主に西部広域水道企業団からの受水単価が引き下げられたためであり、資本的支出においては、配水施設改良費の工事請負費では老朽管更新事業や旧市町間の配水管接続事業の山内町下黒髪配水池築造工事などを計上しているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 32 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／第 32 号議案 平成 28 年度武雄市工業用水道事業会計予算について報告いたします。

業務の予定量として、給水事業者数は 3 社、1 日平均給水量は 604 立米であります。

収益的支出においては、昨年と比較して、減額となっているのが、主なものとして、矢筈ダム管理費負担金の減とのことです。

資本的支出においては、主に企業債償還金を計上しているとのことでした。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第 13 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 13 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 13 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 14 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 14 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 14 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 19 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 19 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 19 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 20 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 20 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 20 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 23 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 23 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 23 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 27 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 27 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 27 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 28 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 28 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 31 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 31 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 31 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 32 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 32 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 32 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 30 第 16 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 7 回)から、日程第 31 第

24号議案 平成28年度武雄市一般会計予算までを一括議題といたします。

以上の2議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務文教常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第16号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第16号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算(第7回)について、主な審査内容と結果を報告いたします。

2款総務費の財産管理費では、現在、土地開発基金財産として管理している土地について、普通財産として管理または売却するため、その買い戻しに要する経費、また財政調整基金では今回の補正の余剰金の活用で8000万円を積立金として計上されております。

情報化推進費では、地方公共団体情報セキュリティ強化対策で、マイナンバー施行に伴い、自治体情報セキュリティの抜本的強化のため、情報セキュリティ強化対策委託料1800万円が計上されております。

9款消防費では、杵藤広域圏の総合消防施設用地造成工事に伴う負担金を9月議会で補正されておりましたが、その後事業認定の遅れ、また用地交渉等に時間を要したため、今回一旦減額し、新年度予算でその分を増額したいと説明を受けました。

その他、実績による額の確定に伴い、歳入歳出ともに補正がなされております。

慎重審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第24号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第24号議案 平成28年度武雄市一般会計予算について、主な審査内容と結果を報告いたします。

2款企画費では、ふるさと納税に関する経費や庁舎建設費、ふるさと納税については目標額を2億2520万と設定し、その謝礼として約半分の1億1105万円を計上されております。

庁舎建設事業については、総額30億80万円の予定で、そのうち28年度は委託料や工事費など10億26万7000円が計上されております。

徴税費の委託料で航空写真撮影業務委託料の 763 万円の計上がありますが、県内の 18 市町での取り組みということではありましたが、これについては委員から幅広い利用ができるようグーグルマップ等の活用ができないか今後研究に取り組んでいただきたいと意見が出ております。

10 款小学校費では、山内西小学校屋内運動場大規模改造工事、北方小学校管理棟・教室棟の大規模改造に係る経費、社会教育費では、こども図書館建設に係る基本設計、実施設計の委託料 3595 万 4000 円が計上されております。

審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました第 16 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 7 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、年度末を迎え事業の精算による補正が主なものであります。

その中で、6 款 1 項 3 目農業振興費、19 節負担金補助及び交付金として総額 3802 万 8000 円の減額補正の主なものとして、農地中間管理事業で地域内の農地を、農地中間管理機構へ貸し付けた地域へ支払われる地域集積協力金が当初見込みからすると少なくなったことや、機構に農地を貸し付けることで農業転換やリタイアした農業者に支払われる経営転換協力金が、当初 88 戸の見込みが今年度は 18 戸となり 3100 万円の減少となったものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 24 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました第 24 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出項目の主なものとして、6 款 1 項 3 目 19 節負担金補助金及び交付金の中の中山間地域等直接支払事業交付金の 3571 万 2000 円は、中山間地域 26 地区 196.5 ヘクタールの農業生活活動等に対して支援するものとのことです。

また、多面的機能支払交付金 1 億 7885 万 9000 円の内訳として、農地維持支払交付金事業 71 地区 6755 万 300 円、資源向上支払共同事業は 71 地区 4030 万 908 円、資源向上支払長寿命化事業は 52 地区 7100 万 7680 円となっているとのこととございます。

7 款 1 項 3 目の観光費では新規事業として 2 点あり、1 点目は武雄にある観光資源を効果的に PR し観光客の増加を図るため、武雄トレッキングコース事業に係る経費として 100 万円、2 点目としては武雄市観光誘客チャレンジ補助金として 200 万円が計上されており、地域や事業者自らの努力により誘客拡大に向けた取り組みに対して支援を行うもので具体的には、1 つ、活動支援事業、2 つ、ブランド化事業、3 つ、商品造成事業に対する助成で、補助率としては補助対象経費の 2 分の 1、上限 50 万円を予定しているとの説明を受けました。

また、15 節の工事請負費で大楠公園水車改修工事として 577 万 7000 円計上してありますが、現在の水車は平成 7 年 4 月に整備以降約 20 年が経過しており、近年では老朽化も進み、随所に傷みや歪みが激しく根本的に取り換えが必要な時期にきている状況で、水車でついた水車米は大変おいしくて人気があり、川古の大楠公園の収入源でもあり、至急対応を要するためのものと説明を受けたところとございます。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／本委員会に分割付託されました第 16 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 7 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は個人番号カード事業、臨時福祉給付金などの各種事業、負担金補助及び交付金、扶助費など事業実績や決算見込みによる補正、また国保会計への繰出金が主な補正内容です。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 24 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／本委員会に分割付託されました第 24 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

福祉、健康増進、戸籍等、所管の各種事業、経費について説明を受けました。

新規事業としては、ひとり親家庭等空家改修費助成事業補助金、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、この 2 つと、教育政策課所管のファミリーサポート事業を合わせて 3 本柱で、子どもの貧困対策の一環として取り組むこととしていることです。

介護予防地域支援事業では地域包括ケアシステムの確立、新しい介護保険制度に沿ってサービスの掘り起し、医療と介護の連携、事業所やボランティア団体との連携等で、地域づくりを進めようという取り組みで生活支援協議体の設立、コーディネーターの設置を行うなど所要の経費が計上されています。

また、武雄市独自事業として始まる健康ポイント事業について、関連経費の説明を受けました。

子どもの貧困対策や、ひとり親家庭の実態がどうなのか、真に生活に困窮されている方の救済をどのように考えるかなど、意見が交わされたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 16 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 7 回)、分割について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、街路事業費では中野御船山線及び駅南口周辺に関連する永松川良線や天神崎白岩線の街路事業において、社会資本整備総合交付金事業の配分減及び県営事業費の事業費減に伴って事業量を調整し、それぞれの減額補正とすることでした。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 24 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／第 24 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計予算、分割について御報告いたします。

主なものとして、街路事業費では中野御船山線及び駅南口周辺整備に関する永松川良線や天神崎白岩線の建物調査業務や営業調査業務委託料及び道路改良工事費、用地購入費、建物移転等の補償費を、住宅建設費では大野住宅の建替えに伴う委託料、工事請負費等を計上しているとのことでした。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

改めて第 16 号、第 24 号議案の質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 16 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 16 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>なし

御異議なしと認めます。

よって、第 16 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 24 号議案に対する討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／第 24 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計予算に反対の討論を申し上げます。

第 1 の理由は、平成の合併が問われるひとつとして、合併以来続けてきた制度でありました敬老祝金の年齢のカットで、昨年の当初予算で 1651 万 3000 円が平成 28 年度当初予算で 775 万円で、削減率 46.9%で半分以上減額であります。

この制度を見直すなら、私は前市政から取り組んでいる日本国地方政府シンガポール事務所負担金 144 万円を初めとする住宅借上料 480 万円、食品、旅費など給与人件費入ると約 2000 万円近くに上る費用をカットし、この事業を廃止するべきではありませんか。

費用対効果を見れば明らかであります。

第 2 の理由は武雄の教育への投資。

全小中、中学校、児童生徒へのタブレット導入が進められましたが、もう来年度予算にタブレット端末更新するための購入費 7225 万 2000 円計上であります。

さらに ICT 教育システム保守業務委託料 2100 万円、ICT 教育支援業務委託料 3966 万 1000 円、合計しますと 1 億 3000 万円を超えるものであります。

これは本当に教育の目的である合致するのでしょうか。

さらに官民一体型学習づくりが進められていますが、さらに来年度 2 校から 5 校に。

そのため、花まる学習塾から講師派遣で 600 万。

建物借上料、自動車借上料、ガソリン代を入れると約 1000 万円の計上になります。

まさに私は導入ありきでなく、35 人以下学級の少人数学級づくりこそ、先生を増やしてゆとりある行き届いた教育を進めるべきではないでしょうか。

市内全小中学校で少人数学級を実現するべきだと申し上げる次第であります。

第 3 の理由に、市長が当選後、新聞インタビューにこども図書館はつくと述べてました。

しかし来年度予算、こども図書館建設のための関連経費 6987 万 4000 円。

それは測量業務委託料、設計業務委託料、地質調査委託料、土地借上料料、土地購入費、水路整備工事に計上であります。

現在の図書館・歴史資料館の改修工事も含まれています。

これがさらに建設費、まさに、そしてさらに運営費が膨らんでいくのではありませんか。

平成 28 年度、大型事業として新庁舎建設の財政負担が重なるのに、箱物建設となるのではありませんか。

こども図書館建設は拙速でありストップすべきであります。

最後に、職員の人事派遣の件で申し上げます。

東京にある公益財団法人全国市町村研修財団への派遣は、平成 26 年度から 3 年もの派遣は直ちに見直し現場に戻すべきことを申し上げ、反対の討論といたします。

議長／4 番 山口等議員

山口等議員／第 24 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど官民一体型教育、またこども図書館等の反対の意見がありましたが、官民一体型教育については今年度から武内小学校、東川登小学校の 2 校で始まったばかりでございます。そして一定の成果をあげ、子どもたちからは毎日楽しく元気に活動し、大変喜んでおります。

また、地域の人の中には子どもたちと触れ合っ元気をもらっているという声もあります。

この 4 月からは新たに若木小学校、朝日小学校、また橘小学校が 3 校が加わり 5 校となり、武雄市は官民一体型教育について、より一層力を入れていくこととなります。

タブレットの購入についても言われましたが、計画的に進めていられることであり、必要な経費と考えます。

また、こども図書館建設については現在、基本計画作成中ではありますが、市民からの強い要望であり、現図書館の隣接した場所に建設することが望ましいと考えます。

いずれにしましても、小松市長の最大の公約である子育て及び教育の充実であります。

現在の図書館同様、こども図書館にもたくさんの方が来館していただき、すばらしいこども図書館を建設してほしいと思います。

以上、賛成討論といたします。

議員の各位の方、御賛同よろしく申し上げます。

議長／7番 池田議員

池田議員／平成28年度一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

細かな数字等においては、先ほど江原議員さんのほうから若干の説明があっておりました。全てに反対というわけではございません。

先ほど、山口議員のほうから計画については作成中ということでした。

しかしながらですね、市長の子育て支援、教育についての熱い気持ちは十分わかっておりまして、今後なされていく必要もあるものがあると思いますけれども、事前にやはり計画をたて、やっていくこと、これかなりの予算を要しておりますので、それとですね、敬老祝金のカット条例提案についても、今回予算のカットについても、事前に説明がなされているとは感じません。

そういう観点からですね、やはりいろんなものに計画を立ててですね、基本計画をしっかりとって、その後進めていただくことを切に要望いたしまして、今回、今予算には反対をいたします。

議員皆様の御同意よろしくお願いいいたします。

議長／18番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／ただいまのは、敬老祝金に対する反対ということですかね。

その言い方としては。

そういう捉え方をしているわけでしょ。

というのはですね、十分に審議をなされていないって失礼な言い方なんです、これは。

なぜかというんですよ、われわれは今回の委員会をする前にも執行部の皆さん方を呼んで2回ほど委員会をする前に審議をしたわけ。

それけんけんがくがく審議をした結果がこうなの。

それをですよ、福祉委員会がさも審議をしていないような言い方をされるのは心外であって、それは失礼な話なんです。

最終的な結論としてこうなったのであって、審議としてはですね、福祉委員会としては十

二分にしたんですよ。

それをですよ、あたかも見たような言い方をして、してないというのはおかしい。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

議長／討論をとどめます。

これより第 24 号議案を採決します。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

>賛成者起立多数

起立多数であります。

よって、第 24 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 32 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

議員の淵きよ子氏の任期が本年 6 月 30 日をもって満了し退任されることとなり、後任として一ノ瀬美枝子氏を新たに人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

一ノ瀬さんの経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。

どうかよろしくお願ひいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略をいたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いを。

これに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって諮問第1号、すなわち一ノ瀬美枝子氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

日程第33 議提第1号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者からの説明を求めます。

18番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／趣旨説明をさせていただきます。

昨年8月に行われました市の組織改革に伴い、子育て支援に関する部門の一部が教育委員会の管轄とされたことなどにより、現行条例では所管の区分に不明瞭な点が生じ、審査負担においても常任委員会間での不均衡が生じております。

委員会審査の均衡を図ることを目的とし、現行の4つの常任委員会について総務委員会、福祉文教委員会、産業建設委員会の3つの常任委員会に再編をし、それぞれの委員定数を8名に増員する一部改正条例議案を提出するものであります。

また、既に定数減が確定している2年後の議員改選についても考慮いたしております。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより議提第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、議提第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第34 意見書第1号 九州新幹線西九州ルート整備についての意見書を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

10番 上田議員

上田議員／九州新幹線西九州ルート整備についての意見書(案)の提出者を代表しまして、趣旨説明をさせていただきます。

ご覧いただければ大方のことはわかると思いますが、今武雄市はもちろん、沿線自治体で平成34年と当初の予定で打ち出されておりました西九州ルートのまちづくりが着実に進められておるところであります。

そのような中で、昨年12月の技術評価委員会でフリーゲージトレインの技術開発の遅れが報告をされました。

本年3月8日に、国土交通省より在来線特急と新幹線を乗り継ぐリレー方式により、平成34年度に暫定的に開業させる案が佐賀県、長崎県、両県に対し提案をされました。

このような事態に対し、武雄市では今回提案されたリレー方式による暫定的な開業では新幹線の持つ最大の時間短縮効果などについての期待が持てず、平成34年度的全線開業を前提に進めている駅前周辺整備事業などのまちづくりなどにおいて大きな影響があることが予想され、不安や懸念の声が日増しに強まっております。

よって、武雄市議会は西九州ルート of 整備に関し、次の内容の実現について強く要望いたすところであります。

1つ、平成27年1月の政府・与党申し合わせを厳守し、全面開業時期を平成34年度とすること。

2つ目に、フリーゲージトレインによる平成34年度全面運行に代わる今回の開業のあり方については、あくまでも暫定的なものであることとし、できるだけ速やかに山陽新幹線への乗り入れを前提とし、新幹線本来の時間短縮効果が発揮できるフル規格化を決断すること。

3つ目に、フリーゲージトレインによる平成34年度全面運行に代わる開業によって生じる追加費用は全額国で負担すること。

以上を強く要望するために、今回の意見書を出すことにしております。

皆さん、御賛同よろしく願いいたします。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を開始いたします。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

16 番 宮本議員

宮本議員／意見書第1号に対して反対の立場で討論させていただきます。

基本的に合う部分もあるんですけども、第2番目の下あたりで、新幹線本来の時間短縮効果が発揮できるフル規格化を決断することっていうふうに書いてありますけども、これは整備新幹線だからですね。

地方が出したやつを認めると。

だからフリーゲージも佐賀県、長崎県で出したと。

それを認めてるちゅうことになりますで、それを、整備新幹線を国が決定するということは筋が通らないかなというふうに思いますので、そこに関して私が納得がいきませんので、反対の立場で討論させていただきます。

議長／20 番 牟田議員

牟田議員／賛成の立場で答弁いたします。

新幹線というものは、前も何度もここで申し上げていますように時間短縮効果、そしてその他の地域の文化を全国に発信する、いろんな要件があります。

そういう中で一番効果があるのが高架フル規格なんですね。

その要望をこの中に入れている。

先ほど反対者の中で国のほうが、整備新幹線だからこれが国のほうが言ってきた分でやらなきゃいけないということで、地元、国が言ってきた分でこれで賛成して、それで負担要因(?)をしている。

例えば、鹿児島新幹線は一番最初は地元はスーパー特急だったんですね。

国の認可もスーパー特急だったですね。

かわって、ローリングしていくわけですよ。

これも同じことであります。

例えば長野新幹線。

長野新幹線も当初は地元負担がありましたけども、途中からは国の財政財政投融资で全額負担するというふうな形で変わっております。

例えば北陸新幹線もそうであります。

そしてその他の部分で今やっている北海道、その他の部分のやつは当初よりも前倒しという形でされております。

ですから、全てこうやって決定したから、それでできないということじゃなくて、いくら

でもローリングができるというのがこれからの新幹線事業と理解しておりますし、それを要望するのが地方議会だと思っておりますので、皆さま方の御賛同をお願いしたいと思います、どうぞよろしく願いいたします。

議長／ほかに討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより意見書第1号を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

>賛成者起立多数

起立多数であります。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第1号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第34 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛に提出されております。お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成28年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。

おつかれさまでした。